

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則）

総務課

沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年3月29日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により制定したので、同規則第2項の規定により報告する。

1 規則の概要

個人情報の保護について必要な事項を定めた教育委員会規則

- (1) 沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県教育委員会規則第10号）

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体においても法が適用されることとなることから、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）を令和4年12月に制定し、法の施行に必要な事項を定めるとともに、同条例の附則において現行の沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）は廃止されることとなった。

また、知事部局においては、法及び条例の施行に必要な事項を定めるため、「知事における個人情報の保護に関する規則」を定め令和5年4月1日に施行するとともに、同規則の附則において知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）は廃止することとなっている。

- (2) 教育委員会においても、法及び条例に基づく知事部局の規則の規定の例により委員会規則を定める必要があることから、「沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則」を制定する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 法及び条例の規定に基づく沖縄県教育委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則の規定の例による。
- (2) 沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県教育委員会規則第2号）を廃止する。（附則第2項）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和5年3月31日

施行年月日 令和5年4月1日

新旧対照表

沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則に係る参照条文等 比較表	
沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則（新規則）	沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（現行）
<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第39号）に定めるもののほか、沖縄県教育委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第40号）の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 （沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）</p> <p>2 沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県教育委員会規則第2号）は、廃止する。</p>	<p>沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の規定に基づく沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事を取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）の規定の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p>